

御所市ふるさと応援寄附事業事務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

御所市企画政策部観光振興課

御所市ふるさと応援寄附事業事務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

御所市（以下、「本市」という。）では、本市を応援する寄附者を全国から広く募り、本市の魅力や地元特産品等のプロモーション等を、ふるさと納税制度を活用し取り組んでいる。本業務は、本市が実施するふるさと納税に係る受付（受付サイトの管理を含む）、返礼品の発注・発送管理、寄附受領証明書の発送、寄附金控除に係る申告特例に関する申請書の送付及び受付・審査、新たな返礼品の提案・広報・プロモーション等を、民間事業者が持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的にすすめることを目的とし、さらなる寄附の獲得と本市の魅力発信の強化を目指すものである。

2. 業務の概要

（1）業務委託名

御所市ふるさと応援寄附事業事務委託

（2）業務委託の内容

別紙「御所市ふるさと応援寄附事業事務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、令和8年4月1日から令和8年6月30日までは前事業者からの引継ぎ期間とする。

なお、その間に発生する費用は受託者の負担とする。

（4）履行場所

奈良県御所市1-3（御所市役所内）

ただし、本市が認めた場合のみ業務履行場所はこの限りではない。

（5）提案限度額

計 7,850,000円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

（うち手数料 7,600,000円、ワンストップ特例申請に関する経費 250,000円以内）

①手数料には寄附受領証明書発行及び発送、募集に係る経費、寄附者への書類の送付に関する郵便料金等を含むものとし、寄附想定額の7.6%（税込）を上限とする。

②ワンストップ特例申請に関する経費は1件あたり、500円（税込）を上限とし、手数料に含まれないものとする。

③ポータルサイト利用料、寄附金収納手数料、返礼品代、返礼品発送に係る配送料は手数料に含まれないものとする。

（6）想定寄附金額及び寄付想定件数（令和8年度）

①寄附想定金額：1億円

②寄付想定件数：3,000件

③ワンストップ特例申請件数：500件（紙申請：100件、オンライン申請：400件）

※上記寄付想定金額等の数値は、実施要領作成時点の予測値にて算出したものであり、実際の寄附金額及び寄付件数を保証するものではない。また、寄附金額が想定を上回る場合は、補正予算で対応する。

※受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用は負担しない。

3. スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告	令和8年2月2日（月）
質問の受付	令和8年2月2日（月）～令和8年2月12日（木）
質問に対する回答	令和8年2月16日（月）
参加申込書の提出	令和8年2月2日（月）～令和8年2月19日（木）
参加資格審査（一次審査）実施	令和8年2月20日（金）
参加資格審査結果通知・二次審査実施の通知	令和8年2月25日（水）
企画提案書の提出	令和8年3月2日（月）～令和8年3月18日（水）
プレゼンテーション（二次審査）実施	令和8年3月23日（月）予定
選定結果通知	令和8年3月24日（火）予定
業務委託契約の締結	令和8年3月30日（月）予定

※日程については、変更する場合がある

4. 参加資格要件

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 本市の令和7年度競争入札参加資格を有する法人であること。登録されていない法人で、本市が求める書類を提出し、市長が参加を認めた者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領、又は御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124号）による入札参加資格停止措置期間中でない者。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団の構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク、又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者。
- (9) 奈良県内に本社又は支店（営業所や出張所を含む）を有し、過去3か年（令和5年度～令和7年度）で、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務の取扱実績を有すること。
- (10) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度（12か月）以上を経過していること。

5. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を最優先交渉の委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、得点の総計が最も高い者が2者以上あるときは、御所市ふるさと応援寄附事業事務委託事業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）の合議により優先交渉の委託予定者を決定する。

6. 募集要領等の配布

（1）期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月19日（木）まで

（2）配布場所

御所市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.gose.nara.jp>

7. 質問及び回答

質問については、その旨を記載した質問書（様式2）を、電子メール（Wordに限る）により送信し、件名を「御所市ふるさと応援寄附事業事務委託に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。なお、電子メール以外での質問については回答しないこととする。

（1）送信先

御所市役所 企画政策部 観光振興課

シティプロモーション係 担当：中嶋、田中

電話 : 0745-44-3641【直通】

電話 : 0745-62-3001【代表】 内線（337）

eメール : pr@city.gose.nara.jp

（2）質問受付期間

令和8年2月12日（木）正午まで

（3）質問に対する回答

令和8年2月16日（木）午後5時までに、参加申込をしている全事業者に対して、電子メールにて回答するものとする。

8. 参加申込

（1）申込方法

プロポーザルに参加意思のある場合は、参加申込書（様式1）、業務実績書（様式3）、誓約書（様式4）を次の通り提出すること。本市は、参加資格要件に基づき参加資格審査を行い、結果を通知する。参加資格が認められた者は提案書を提出し、後日開催するプレゼンテーション審査に参加できるものとする。

（2）参加申込書及び業務実績書、誓約書の提出期限、場所、方法

①提出期限 令和8年2月19日（木）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。
- ※最終日、令和8年2月19日（木）は正午まで
- ※郵送の場合は、令和8年2月18日（水）必着
- ②提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。
- ③提出書類
- ア 参加申込書（様式1）
 - イ 業務実績書（様式3）
 - ウ 誓約書（様式4）
 - エ 4. 参加資格要件（8）を満たしていることが確認できる資料（登録証等の写し。
両方を満たす場合はそれぞれ提出すること。）
 - オ 支店等の存在が確認できる書類（任意様式）
- ※競争入札参加資格を有していない者は、下記の書類を添付すること。
（いずれも原本とし、発行日は令和8年1月5日以降とする）
- カ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - キ 国税・地方税の未納または滞納がない旨の証明書
 - ク 印鑑証明書
 - ケ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式5）
- ④提出部数 各1部
- ⑤提出先 〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
御所市役所 企画政策部 観光振興課
シティプロモーション係
- ⑥その他 参加申込書を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

以下①～④の資料を提出すること。

①企画提案書（任意様式）

②会社概要書（様式7）

事業者の経歴、役員の構成、組織体制、事業概要、売上高がわかる資料を添付すること。

③配置予定者の経歴、業務実績等（様式8）

④提案価格書（様式9）

提案価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額とすること。

（2）企画提案書作成上の留意点

①企画提案書の様式は原則としてA4版用紙横置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

②企画提案書は任意様式とするが、ページ下部に通しページ番号を振ること。なお、ページ数は表紙を入れて30ページ以内とする。

③企画提案書の内容については、後述する「11. 提案書の審査基準及び審査方法（1）審査基準」の通番③～⑪の項目について順に記載すること。

④使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く）。

⑤企画提案書の正本には企画提案書等提出書（様式10）を表紙とし社名を記載すること。

- ⑥企画提案書の副本には社名を特定できる記載をしないこと。
- ⑦記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。
- ⑧提案する企画に係る費用の総額は、2. 業務の概要(5) 提案限度額を超えないものとすること。
- ⑨一度提出された企画提案書は、これを書き換え、差し替え、追加または撤回することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出期限、場所、方法
- ①提出期限 令和8年3月18日（水）（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。
※最終日、令和8年3月18日（水）は正午まで
- ※郵送の場合は、令和8年3月17日（火）必着
- ②提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。
- ③提出先 〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
御所市役所 企画政策部 観光振興課
シティプロモーション係
- ④提出部数 正本各1部、企画提案書の副本8部とする。また、CD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変更したもの）も提出すること。

10. プレゼンテーションの実施

企画提案の内容について、提案者がプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 実施日及び場所
- ・令和8年3月23日（月）実施予定
※開始時刻及び場所については、別途連絡する。
- (2) プレゼンテーションの方法
- ①1事業者あたりの時間は30分程度とする。
- ・企画提案書の内容説明（20分）
 - ・企画提案書に対する質疑応答（10分）
- ②1事業者あたりの出席者は3名までとする。
- ③スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。
- ④遅刻又は欠席した場合（天災その他不可抗力を除く）は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ⑤社名が特定できるような名刺等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。

11. 提案書の審査基準及び審査方法

選定審査委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を優先交渉の委託予定者として選定する。ただし、最高得点となった者が選定審査委員会で定める基準点（選定審査委員の合計点の平均が60点）に満たない場合は、委託予定者を選定しない。
なお、公平性を期するため、審査は事業者名を伏せて行う。

(1) 審査基準

次の審査基準により評価を行う。

通番	審査項目	評価の視点	審査 配点
①	業務実績	・ふるさと納税事業事務について、十分な実績を有しているか。	5
②	組織体制	・返礼品協力事業者の対応、寄附者情報管理等に十分な人員が配置されており、安定的で円滑に事業が遂行できる体制となっているか。 ・寄附者からの相談・苦情、配送遅延等の問合せ対応が迅速な対応可能となるよう、コールセンターとその人員が充実しているか。	5
③	業務体制について	・年間を通じて返礼品提供事業者からの相談に応じられる体制が整えられているか。	5
④	実施スケジュール	・運用開始日までのスケジュール管理がなされ、運用開始後仕様に沿った業務を確実に履行できるものとなっているか。	5
⑤	運用管理	・市が寄附を受け付ける各ポータルサイト及びそれ以外からの寄附申込について、一元的な情報管理が可能か。 ・現在のポータルサイト（「さとふる」は除く）全てとAPI連携によりデータ管理が可能であるか。 ・返礼品の魅力がより伝わるように、ポータルサイトの表示方法などに工夫がなされており、また寄附者の利便性の向上に寄与するものとなっているか。	15
⑥	返礼品管理	・返礼品提供事業者と連携し、返礼品の品質及び在庫数を適切に管理できるか。 ・返礼品の新規登録時及び情報更新時に、ポータルサイト毎に迅速な対応が可能か。 ・返礼品提供事業者から多様な相談に丁寧かつ柔軟に対応できる体制が整っているか。	10
⑦	サポート体制	・返礼品提供事業者へのサポートは適切に対応できるものとなっているか。 ・寄附者への令状、ワンストップ特例申請書の発送、ワンストップ特例通知書の電子化データの作成を支援するシステムの提供可能となっているか。 ・ふるさと納税制度の変更があった場合に柔軟に対応できる体制が整っているか。	10
⑧	寄附受付ポータルサイトの維持・管理	・ふるさと納税制度の変更や利用するポータルサイトの追加等に柔軟に対応できるか。	5
⑨	情報セキュリティ及び個人情報保護	・個人情報の管理に必要な措置が講じられているか。	5

	に関する対策		
⑩	企画・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の魅力発信や寄附増加につながる提案が示され、地場産業の活性化へ寄与が期待できるか。 ・総務省の制度趣旨に則った返礼品数の増加と、当市への寄附金の増加に期待できるか。 ・新規寄附者及びリピーターの獲得に繋がる返礼品の提案はあるか。 	20
⑪	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に向け、市の独自魅力やブランド力を広く発信できる内容となっているか。 ・寄附を促進するための戦略的かつ効果的なプロモーションの具体的手法が示されているか。 	5
⑫	見積価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の提案限度額「手数料（7. 6 %税込）にワンストップ特例申請に関する経費を加えた額」がいかに抑えられるか。 	10
		合計	100

(2) 審査方法

上記（1）で設定した評価基準や配点に基づき選定審査委員会において総合的に審査し、最も優れていると認められる者を、最優先交渉を行う受託候補者として選定する。

ただし、選定審査委員の評価点の合計が最も高い事業者が複数であるときは、選定審査委員会の合議により最優先交渉を行う受託候補者を特定するものとする。なお、最優先交渉を行う受託候補者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合等は、選定結果に基づき、次点交渉に選定された事業者から順に繰り上げて交渉を行うものとする。

参加者が1事業者の場合は、プレゼンテーション審査を行い、受託候補者特定の可否を協議して決定するものとする。

1 2. 選定結果の通知

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、全ての事業者に通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

1 3. 契約

選定された事業者は、通知があり次第、御所市契約規則に基づき業務委託契約書を締結した後、速やかに業務の準備に着手すること。

1 4. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 全ての提案について、業務の目的が十分に達成できないと市が判断したときは事業者を選定しない。
- (7) 欠格条項（下記のいずれかに該当する者は、失格とする）
 - ①提出書類等に虚偽の記入をした者。
 - ②応募資格の要件を満たさない者。
 - ③提出書類の提出方法、及び提出期限を守らない者。
 - ④選定審査委員会の委員、又はその関係者と接触を行った者。
 - ⑤提出書類等に盗用した疑いがあると選定審査委員会が認めた者。
 - ⑥契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者。
 - ⑦その他、選定審査委員会が不適格と認めた者。
- (8) 参加資格審査（一次審査）及びプレゼンテーション（二次審査）は非公開とする。

1 5. 問合せ先

御所市役所 企画政策部 観光振興課
シティプロモーション係 担当：中嶋、田中
〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
TEL：0745-44-3641(直通) FAX：0745-62-5425 eメール：pr@city.gose.nara.jp